

※本仕様書に係る事業は、次年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、予算成立後に効力を生じるものです。

県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがありますのでご留意ください。

令和8年度公共用水域の水質・底質及び地下水質測定業務委託仕様書

1 業務の名称：令和8年度公共用水域の水質・底質及び地下水質測定業務

2 業務の内容

(1) 公共用水域の水質・底質測定に関する項目

① 検体の採取及び分析

受託者は、別に指示する場合を除き、「令和8年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」に基づき、同計画に定められた回数、検体の採取・分析を行う。

「ノニルフェノール」及び「直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩」については同計画には含まれていないが、県内の実態調査を行うため4地点の測定を行うこととする。

② 分析項目及び検体数

A 水質の生活環境項目

項目	検体数	項目	検体数
水素イオン濃度 (pH)	154	全リン濃度	38
溶存酸素量 (DO)	154	全窒素濃度	38
生物化学的酸素要求量 (BOD)	36	ノニルフェノール* ¹	4
化学的酸素要求量 (COD)	118	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸 及びその塩* ²	4
浮遊物質 (SS)	36	底層溶存酸素量* ³	8
n-ヘキサン抽出物質	118		
大腸菌数	154		

※*1及び*2に関しては、宮良川、名蔵川、平良港、石垣港の各1地点での分析を行う。
なお、当該4検体の採取は、県が行う

※*3については多項目水質計を用いて水深・水温・pH等現場で同時測定を行う。

B 水質の健康項目

項目	検体数	項目	検体数
カドミウム	10	1,1,1-トリクロロエタン	10
全シアン	10	1,1,2-トリクロロエタン	10
鉛	10	1,1-ジクロロエチレン	10
六価クロム	10	シス-1,2-ジクロロエチレン	10
ヒ素	10	チウラム	10
総水銀	10	シマジン	10
PCB	10	1,3-ジクロロプロペン	10
トリクロロエチレン	10	チオベンカルブ	10
テトラクロロエチレン	10	ベンゼン	10
四塩化炭素	10	セレン	10
ジクロロメタン	10	ふっ素	4
硝酸性窒素	10	ほう素	4
亜硝酸性窒素	10	1,4-ジオキサン	10
1,2-ジクロロエタン	10	ペルフルオロオクタンスルホン酸 及びペルフルオロオクタン酸 (以下「PFOS及びPFOA」という。)	42

※「アルキル水銀」は、「総水銀」が検出された場合のみ測定するため、本測定業務の項目には含めないこととする。

※「硝酸性窒素」、「亜硝酸性窒素」は、その合計値と各項目の値を報告すること

※「ふっ素」、「ほう素」は河川のみ分析。

※「PFOS及びPFOA」は、新川川、安波川、普久川、辺野喜川、名護湾、羽地内海、糸満海域、恩納海域、伊佐海域については、受託者にて検体採取及び分析を行う。その他水域の検体採取は県が行い、分析のみ受託者が行う。

C 底質

項目	検体数	項目	検体数
乾燥減量	14	鉛	14
強熱減量	14	総水銀	14
化学的酸素要求量 (COD)	14	PCB	14
カドミウム	14	六価クロム	14
ヒ素	14		

※「アルキル水銀」は、「総水銀」が検出された場合のみ測定するため、本測定業務の項目には含めないこととする。

D その他

項目	検体数
電気伝導率	18

※河川のうち、海水の影響がでる可能性のある安波川、普久川、辺野喜川で実施する。

③ 測定方法

「令和8年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」に掲げる方法。

④ 第十一管区海上保安本部又は海上保安署への作業許可申請等

採水中は海域での作業に当るため、港則法に従い、作業許可申請書又は作業届出申請書を作業予定日のひと月前までに所轄海上保安署等に提出すること。

(2) 地下水質測定に関する項目

① 検体の採取

地下水の検体採取は、県が行う。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、県が別に指示する1地点について、県衛生環境研究所が別途測定する。

② 分析項目及び検体数

項目	検体数	項目	検体数
水素イオン濃度 (pH)	7	1,1,1-トリクロロエタン	7
電気伝導率	7	1,1,2-トリクロロエタン	7
硝酸性窒素	7	1,1-ジクロロエチレン	7
亜硝酸性窒素	7	1,2-ジクロロエチレン	7
カドミウム	7	チウラム	7
全シアン	7	シマジン	7
鉛	7	1,3-ジクロロプロペン	7
六価クロム	7	チオベンカルブ	7
ヒ素	7	ベンゼン	7
総水銀	7	セレン	7
PCB	7	ふっ素	7
トリクロロエチレン	7	ほう素	7
テトラクロロエチレン	7	クロロエチレン	7
四塩化炭素	7	(塩化ビニルモノマー)	7
ジクロロメタン	7	1,4-ジオキサン	7
1,2-ジクロロエタン	7	PFOS及びPFOA	7

※「アルキル水銀」は、「総水銀」が検出された場合のみ測定するため、本測定業務の項目には含めないこととする。

③ 測定方法

「令和8年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」に掲げる方法。

(3) 備船及び補助員

① 海域と回数

海域	回数	海域	回数	海域	回数
中城湾	6 (1)	金武湾	6 (1)	与勝海域	6 (0)

※表中 () は、各海域において底質採取のため、潜水士等補助員が乗船する回数を示す。

(4) 採水・採泥場所等の記録・報告

採水・採泥する場所について、GPSによる座標(世界測地系)を記録した写真の撮影を行い、測定結果報告書の電子記録にそのデータを含めること。

また、底層溶存酸素量を測定する際にも同様に座標を記録し、その水深毎の水温、pH (pHについては表層と底層付近のみ)、塩分濃度(電気伝導率からの換算で可)、溶存酸素量について、エクセルで読み込み可能な形式で提出すること。

(5) 検体の管理

上記(1)～(2)の測定により「総水銀」が検出された場合は、「アルキル水銀」の測定を行う必要があるため、検体は適切に保管、管理すること。

なお、「総水銀」が検出された際には、直ちに委託者へ連絡し、検体の取扱い等について調整を行うこと。

3 結果の報告

受託者は、委託業務完了後、速やかに下記の事項についてとりまとめた報告書1部及び電子データを受託者に提出する。

- (1) 調査測定結果(県指定様式による)
- (2) 公共用水域データ入力支援ツール(電子データのみ)
- (3) 測定結果の濃度計量証明
- (4) 試料採取状況の写真
- (5) 作業許可申請書等の写し

4 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務(以下「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務

企画判断、管理運営、指揮監督、確認検査等の総括的かつ根幹的な業務

5 再委託の相手方の制限

本契約の競争入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

6 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

備船等

7 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項については、その都度委託者と協議の上、決定するものとする。
- (2) 県において検体採取を行う項目について、検体採取に係る容器の手配（送付に係る費用含む）については、受託者が行うものとし、予め検体採取機関へ送付すること。